

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会																														
開 催 年 月 日	令和5年7月3日（月）																														
開 始 ・ 終 了 時 刻	8時59分から11時08分まで																														
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室																														
議 長 等 の 氏 名	奈良 道明																														
出 席 者	委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 番場 邦夫 委員 奈良 道明（会長）																														
欠 席 者	委員 菊池 励美																														
施設所管部職員の 職 氏 名	<p>（弘前市みやぞの児童センターほか計7グループ）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>健康こども部長</td> <td>佐伯 尚幸</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課長</td> <td>蒔苗 元</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課課長補佐</td> <td>村田 善彦</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課主幹兼健全育成係長</td> <td>佐々木 健一</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課総括主査</td> <td>小川 華子</td> </tr> </table> <p>（弘前市運動公園）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>健康こども部長</td> <td>佐伯 尚幸</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課長</td> <td>小山内 一仁</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課課長補佐</td> <td>若松 義人</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課主幹兼スポーツ振興係長</td> <td>平野 家隆</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課主査</td> <td>豊島 剛志</td> </tr> </table> <p>（城北公園交通広場）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>小山内 孝紀</td> </tr> <tr> <td>地域交通課長</td> <td>羽賀 克順</td> </tr> <tr> <td>地域交通課課長補佐</td> <td>對馬 真理子</td> </tr> <tr> <td>地域交通課主幹兼交通政策係長</td> <td>成田 孝行</td> </tr> <tr> <td>地域交通課主査</td> <td>石野 慎一郎</td> </tr> </table>	健康こども部長	佐伯 尚幸	こども家庭課長	蒔苗 元	こども家庭課課長補佐	村田 善彦	こども家庭課主幹兼健全育成係長	佐々木 健一	こども家庭課総括主査	小川 華子	健康こども部長	佐伯 尚幸	スポーツ振興課長	小山内 一仁	スポーツ振興課課長補佐	若松 義人	スポーツ振興課主幹兼スポーツ振興係長	平野 家隆	スポーツ振興課主査	豊島 剛志	都市整備部長	小山内 孝紀	地域交通課長	羽賀 克順	地域交通課課長補佐	對馬 真理子	地域交通課主幹兼交通政策係長	成田 孝行	地域交通課主査	石野 慎一郎
健康こども部長	佐伯 尚幸																														
こども家庭課長	蒔苗 元																														
こども家庭課課長補佐	村田 善彦																														
こども家庭課主幹兼健全育成係長	佐々木 健一																														
こども家庭課総括主査	小川 華子																														
健康こども部長	佐伯 尚幸																														
スポーツ振興課長	小山内 一仁																														
スポーツ振興課課長補佐	若松 義人																														
スポーツ振興課主幹兼スポーツ振興係長	平野 家隆																														
スポーツ振興課主査	豊島 剛志																														
都市整備部長	小山内 孝紀																														
地域交通課長	羽賀 克順																														
地域交通課課長補佐	對馬 真理子																														
地域交通課主幹兼交通政策係長	成田 孝行																														
地域交通課主査	石野 慎一郎																														

	<p>(弘前市都市公園等、弘前市緑地公園)</p> <p>都市整備部長 小山内 孝紀  公園緑地課長 土岐 康之  公園緑地課課長補佐 鳴海 淳  公園緑地課主幹兼事業係長 小山内 渉</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>管財課長 工藤 浩  管財課公共施設マネジメント推進室総括主幹 坪田 幸治  管財課公共施設マネジメント推進室主査 金野 人史  管財課公共施設マネジメント推進室主査 工藤 寛明</p>
会議の議題	<p>案件</p> <p>1. 弘前市みやぞの児童センターほか計362施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
会議結果	<p>1. 弘前市みやぞの児童センターほか計362施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p> <p>(1) 弘前市みやぞの児童センター等  弘前市みやぞの児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(2) 弘前市豊田児童センター等  弘前市豊田児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(3) 弘前市三岳児童センター等  弘前市三岳児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(4) 弘前市致遠児童センター等  弘前市致遠児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(5) 弘前市堀越児童館等  弘前市堀越児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>

	<p>(6) 弘前市三省児童館等 弘前市三省児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(7) 弘前市自得児童館等 弘前市自得児童館等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(8) 弘前市運動公園 弘前市運動公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(9) 城北公園交通広場 城北公園交通広場の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(10) 弘前市都市公園等 弘前市都市公園等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>(11) 弘前市緑地公園 弘前市緑地公園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧（資料1）</li> <li>・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料2）</li> <li>・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料3）</li> <li>・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料4）</li> </ul>

<p>会 議 内 容</p>	<p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 本日審議する施設は、資料1の一覧に記載のとおり弘前市みやぞの児童センターほか計362施設となっている。 これは、令和6年3月31日をもって現在の指定期間が満了するため、今年度更新手続をとるものである。 なお、本日審議いただく選定方法は、すべて公募としている。</p> <p>(議長) 弘前市みやぞの児童センターほか計362施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。 会議の進め方は、資料1により、募集グループごとに施設所管部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p> <p><b>■弘前市みやぞの児童センターほか計7グループ</b></p> <p>(議長) それでは、健康こども部から、児童センター及び児童館の選定方法等について説明をお願いする。</p> <p>&lt;施設所管部 説明&gt;</p> <p>(議長) 以上の説明について、質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 児童センター等については、指定管理の中ではかなり競争的な位置づけになることが予想され、指定管理の枠組みの中では期待されていると思っている。 まず大きなところとして、先ほど説明のあった廃止に関する基準はどのようになっているのか。</p> <p>(施設所管課) 一例として今年の3月に廃止した和徳町児童館、進修児童館について説明したい。こちらの方の施設については築50年以上経っており、以前から施設の老朽化が課題となっていた。これに当たって和徳地区の放課後児童対策の方向性を考えた場合、国ではいわゆる放課後児童対策は、学校の中で余裕教室がある場合はそれを積極的に使っていくという方針が示されていたた</p>
----------------	---

め、このことについて我々と教育委員会、また学校の関係者等々、従来から話し合いを持ってきたところ、この度、学校の余裕教室を確保できる見通しが立ったということもあり、和徳町児童館、進修児童館においては老朽化に伴う危険度の解消ということもあって廃止とし、新たになかよし会で対応しているという状況。また、小友児童館も新和小学校の統廃合もあり、それに関連付けて廃止というところがあったもの。

**(委員)**

老朽化と代替施設の手当がつくかどうかということと思う。資料の一覧表では利用数がかなり少ないところもあるが将来的にどうされるのか。なかよし会等の代替措置をつけて廃止する予定があるのかないのか。

**(施設所管課)**

現在のところ具体的に廃止を検討しているところはないが、建物の老朽化はある程度進んでいる施設もあるので、その老朽度の度合いや、先ほど申し上げた学校での余裕教室の活用というところを鑑みながら、いろいろ検討を重ねていくということが必要かと考えている。

**(委員)**

それは指定管理の期間内では行わないということか。それとも協議しながら行い得るということか。

**(施設所管課)**

現在のところ次回の指定管理期間の中では具体的に決まってははいない。

**(委員)**

決まってないということは、途中で廃止するということが起こりうるのか。

**(施設所管課)**

決まってははいない。5年間で廃止する予定の施設はない。

**(施設所管課)**

もし仮にあれば、それは当然検討する。先ほど申し上げた余裕教室の活用という話は今のところはないが、そういった状況があれば当然考えていくところはあるかもしれない。

**(委員)**

具体の計画があるかどうかではなく、契約としてありうるのかどうかを正確に確認したい。事業者にとっては重要な点だと思うが、それはないという考えでよいか。

**(施設所管課)**

はい。

**(委員)**

両方の考え方があろうかと思う。人口減少も進んでいくし、そういった中で、代替的な措置の方がむしろ安全に児童を見ら

れるということであれば、指定管理の期間内であっても再交渉して移るというのも一つの考え方だと思う。

次、これまでの収支面について伺いたい。各センターの実績を見ると、例えば、最初のみやぞの児童センター等の収支で、令和3年度はかなりの収支黒字になっている。逆にマイナスのところもあるし、ずっと収支ゼロのところもある。これはどのように捉えて、どのように評価しているか。

**(施設所管課)**

みやぞの児童センターにかかる令和3年度と4年度の収支は大幅に黒字となっているが、令和3年度については北児童センターの児童厚生員の退職により、みやぞの児童センターの職員が兼務するという体制をとったこと。また、令和3年度の初めにみやぞの児童センターの館長が退任し、北児童センターの館長が兼任したことによる、職員の調整によって若干収支が増えている。

あとは、例えば豊田児童センターでは逆に収支がマイナスになっている。確認したところ、令和2年度に育児休業明けで職員2名が復帰したことによる人件費の増加等や、コロナ禍でいろいろ事務的なものが逆に増えたというところがあった。

令和3年度については、この表の評価の欄に書いてある拠点区分間支出というものが社会福祉法人の会計であるのだが、これによる支出を計上しているということが判明している。

また令和4年度については、同じくまた育児休業明けで職員が2名復帰したことによる人件費の増加や、燃料代の高騰等の増加が見られたということで、マイナスという形になった。

**(施設所管課)**

三岳児童センターもゼロの年度があるが、これも拠点区分間繰入金の支出を見込んでおり、その調整で0円となっているもの。堀越児童館も同様。

三省児童館の収支はプラスだが、令和2年度に主任児童厚生員が交代になり、この職員の増員に伴うもの。利用児童の対応上必要となったため職員を加配して対応していたが、人件費の方が高くなっているものの収支では黒字になっている。令和3年度では、パート職員でなく正規の職員になったので、人件費が増額になっている。また、燃料費等の高騰で管理費が増加していることによって、収支は落ち着いた状況になっている。

自得児童館の令和3年度の収支マイナスについては、令和2年度末で小友児童館が閉鎖になり指定管理料が減額になったが、閉館によって小友地区と新和地区の児童が新和児童館を利用することになったため利用児童数が令和2年度に比べて倍増しており、低学年等の児童も増加し、その対応として職員を加配したため収支がマイナスになった。

**(委員)**

一つだけわからない。拠点区分間繰入金を算入しているということだが、これはどういう趣旨でやっているのか。これをやられると全然収支がわからなくなってしまうが。

**(施設所管課)**

コロナの状況で、職員が新型コロナに感染してしまったところが何ヶ所もあり、勤務体制を維持するために法人の本部である保育園付の職員を借りてきて勤務に当たらせてたところもあったため、その事業間、拠点区分での資金の繰り入れをしている法人がある。

**(委員)**

それを区分けすることはできないということか。

**(施設所管課)**

そのとおり。

**(委員)**

コロナの年度のみこういうことが行われるのであって、今後は行われないと考えてよいか。

**(施設所管課)**

基本的にはそうなのだが、豊田児童センター等については、平成 31 年度は非常勤職員を保育園の方の職員から借りてきて勤務にあたっていたところがあり、そちらは拠点区分間繰入金支出がある状況になっている。

**(委員)**

そういう形で繰り入れると、本来は支出がもっと大きかったのだけど少なく計上されているということか。

**(施設所管課)**

そのとおり。

**(委員)**

さきほどの説明でゼロであったものは、本当はゼロではなくて大きなマイナスだったと理解してよいか。本来はすごくマイナスだったが、指定管理者が非常にやりくりをして対応したと理解してよいか。

**(施設所管課)**

そのとおり。

**(委員)**

結果としてほかのところも同様の理解で良いのか。こういうことが常態化しているのは、あまりよろしくはないのではないのか。

**(施設所管課)**

そのように考えている。

**(委員)**

そうだとすれば、大きな赤字なのに補填して何とかやりくり

していることが常態化しているのは、にわかには信じがたい。

**(施設所管課)**

先ほど申し上げたコロナという、ちょっと特殊というか……。

**(委員)**

特殊かもしれないが、他館についてはそうになってないので、必ずしもコロナでマイナスとすることもない。人件費の振れ幅が結局大きいわけだから、コロナが原因でマイナスであっても問題ないという話ではないような気がするが。

少し調べていただいて、これで本当に良いのか、金額の適正さなども含めて検討いただきたい。

**(委員)**

今の繰入金のところでも私も疑問に思ったので、その話を続けたい。繰入金支出というのはコロナなどの事態があって、そもそも予定しない部署から人を借りてきて、その金額が入っているという説明だが、であるならば、実績の報告を受けるときに、繰入金支出として処理するのではなく、その繰入金支出の金額いくらは人件費でとか、いくらが事務費でとか、そういった報告を受けなければ次のアクションが動かしにくい。結局、全部を繰入金に一斉にまとめられると、何にどう使ったのかということがわからないと思う。おそらく何に使ったかは法人でわかると思うので、そういった人件費や事務費、管理費に振り分けて報告を受けるべきだと思う。

それと、数字を見ると、みやぞの児童センターを例にするが、収支実績に関して、まず指定管理料の当年度収支予算は 3,165 万 6,000 円になっていて、令和 4 年度指定管理料の実績では 3,449 万 6,000 円となっているが、この差はどう考えればよいのか。

**(施設所管課)**

P18 の積算については、児童館延長利用事業の収入額が入っていない基本の指定管理料になっており、P13 の収支実績における指定管理料については児童館延長利用事業の収入も含まれた金額になっているため、実績の方が結果として多くなっている。

**(委員)**

そうすると指定管理料を決めるときには、その延長分というのは考慮しないで積算して、実際にそういう理由があれば追加で払うということによろしいか。他のところも同様か。

**(施設所管課)**

はい。

**(委員)**

あと、先ほどの質問の中で、みやぞの児童センターの収支が

黒字で、その理由としては退職された方がいて館長を兼務したなどの説明があったが、そもそも職員の配置体制というのが決められている中で兼務などがどこまで認められているのか。また、兼務で人員配置は大丈夫だったのかと疑問に思ったのだが、その辺はどうか。

**(施設所管課)**

兼務は認められており、兼務でどちらかの館に主任などが行くが、そこで足りないところは非常勤の職員を雇用したりして調整している。

**(委員)**

その都度、非常勤などを雇って調整しているという回答かと思う。あとは、全施設でアンケートをとられていて、数字で見ると概ね満足度はある程度の水準になっていて高い方かと思うが、逆に言うと例えば、苦情まではいかないけれども要望とかそういったのが、今回のこの指定期間の中でどういったものがあるか、今回の募集にどう生かされているのかというところをお聞きしたい。

**(施設所管課)**

毎年必ずモニタリング調査で利用者アンケートを実施しているが、やはり延長利用事業について、保育園が朝7時からやっている関係もあって児童センターも7時から開けてほしいなどの要望もある。

それと、職員の対応への不満があるが、そちらはアンケートの集計結果とともに館の玄関などに貼り出し、今後対応をどのようにするかなどのように回答はしている。そういうアンケート結果も基にして指定管理者には利用満足度が上昇するような提案をしていただきたいと考えている。

例えば、昨年度のアンケートではコロナ禍のため館の中でおやつやクッキングとか、飲食を伴うクッキング、あとコロナ前は大きく夏祭りや児童館祭などをやっていた地域の方々と交流とかもあったが、令和2年度から令和4年度の間ではできない状況もあったので、保護者の方からは子供たちがもっと体験できるような事業をしてもらいたいというような要望もあった。そこで事業の企画なども提案に盛り込んでいただきたいと考えている。

**(委員)**

個人情報保護の関係で質問したい。こども家庭課に限った話でないが、例えば、みやぞの児童センターの募集要項であれば、13 ページの選定基準 (5) ③に個人情報等の適正な取り扱いの確保が基準としてあり、同じくみやぞの児童センターの基準書の7 ページであれば個人情報保護のため指定管理者に必要な措

置を講じるように求めている。

今年4月に個人情報の保護法の改正があり、行政機関等は直接法の適用を受けているが、まず指定管理者への適用関係について、直接適用されているのか、準じて同様の措置を講じているのかといった部分と、指定管理者に影響のある改正点・変更点があったのかどうか。それから、現行の指定管理者にはその辺が周知されているかどうか、公募にあたって現在の指定管理者以外にも改正点等が周知されるのかについて伺いたい。

**(事務局)**

指定管理者制度全般にかかることなので、管財課から説明する。基本的にどの施設も個人情報保護法に関することは管理業務基準書や募集要項に記載しており、個人情報保護法の関係であれば市は基本的に安全措置などを取ることにしている。その法律の中で、指定管理者も市と同様に個人情報の安全管理を行うことが規定されているため、指定管理者も業務にあたっては、個人情報の取り扱いは注意することとなっている。

改正に当たっての変更点については、元々市として事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針というものを法改正以前から作っており、この指針で個人情報の取り扱いに関することを定めていたため、法改正によって取り扱いが変わるということはない。

ただ、法律には、指定管理者も準用するということを書いているため、以前の市の独自の指針よりも、より強いものになったとは認識している。

個人情報保護に関する改正点などの周知については、業務内容と関わる場合、あるいは必要なことがあった場合は、管財課から施設所管課に周知し、各施設所管課から指定管理者に周知をすることは考えられるが、今回は大丈夫だったが、今後、公募時において、他の募集者にも周知する必要があった際には周知するとともに、管理業務基準書等に個人情報に関する取り扱いを規定して適切な運用を図っていきたいと考えている。

**(議長)**

それでは、先ほど、委員から拠点区分間繰入金の取り扱いを検討してほしいという意見があったが、あくまで評価のこととして選定方法等には直接影響しないということでよいか。

**(事務局)**

はい。

**(議長)**

そうすれば、児童センターおよび児童館の選定方法等については案のとおりとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

それでは、このように決定する。

<担当課入れ替え>

### ■弘前市運動公園

(議長)

それでは、弘前市運動公園の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

説明を伺う限り、コロナ禍で非常に工夫が求められる中でも、適切に運営していただいている実績もあり、それを踏まえつつ選定方法を定めたという感じがする。

利用人数や利用件数などで目標値を定めているので、新型コロナの影響で適正な評価ができないという話があるが、今後もその基準でやるというのは何かおかしいような気がする。そのあたり、もう少し何か踏み込んだ、より質的な評価を加えていくというようなことはされないものなのか。

(施設所管課)

目標値の設定に関しては、そういう見方もあるかと思うが、やはり効率的で皆さんに使っていただくという観点からいくと、今の目標値である人数や件数での評価が適正だと考えている。

(委員)

例えばアンケート調査等の結果を加えるなど、別途加えていくということはいかがか。

(施設所管課)

アンケートはとっているのですが、その辺を加味した形での評価は考えられると思うが、現時点では説明したとおり人数と件数を目標にする形で対応したい。

(委員)

この 10 年間おおむね適正に運営されてきたということかと

思う。施設が老朽化しているところもあるので、市民が安全に使うには、何か壊れたら適時に修繕するということが大事になってくると思う。

大規模修繕は市の方でやって、比較的小規模なものに関しては指定管理者ということになるかと思うが、今の指定管理期間の中で、そういった修繕はスムーズに連携をとってやられてきたのかどうか。何かちょっと遅れてしまったとかそういうことがないのかどうか。

**(施設所管課)**

今の期間に関して、スポーツ協会と連携して適宜そういった箇所については修繕している。ただ、全体的に老朽化してきているということもあり、実質、指定管理者から要望のあった修繕に関しては安全面の必要なものに関してはすぐやるが、例えばトイレが古くて汚いなどのようなものについては、予算の確保という課題もあるので、やれているところと正直やれていないところがあるというのが現状である。

**(委員)**

次に収支状況を見たい。指定管理者の収支状況実績を見ると、収支では平成 30 年度、令和元年度がマイナス 310 万円ぐらいになっていて、令和 2 年度、令和 3 年度がゼロ、令和 4 年度がマイナスというような感じだが、変動している理由をお聞かせいただきたい。

**(施設所管課)**

毎年秋くらいに事業計画と収支を指定管理者からいただいて、予算は要求した形で指定管理料を設定しているが、やはりその収支計画を上回るような物価上昇や業務の発注費の増加が、この赤字の要因であると指定管理者から伺っている。

**(委員)**

指定管理料は概ね決められていて、それで支払われるということで、特殊な事情があれば増額などの対応もあり得るという話であった。

概ねここ 3 年は指定管理料が 8,800 万円ぐらいで推移しているが、経費の増額に対してある程度指定管理料を増額したのか、してないのか、その辺はどうだったのか。

**(施設所管課)**

指定管理料については、ある程度、委員がおっしゃった形での対応はとらせていただいていた。

**(委員)**

そうすると考慮して変動していたということか。

**(施設所管課)**

要求したもの全てに対応しているかどうかは別だが、必要なものに関しては増額対応という形をとらせていただいている。

**(委員)**

自主事業の事業計画の内容において、はるか夢球場防災フェスタ、結果と評価において地域防災拠点としての施設特性を周知できたということ、期待する自主事業の内容として、地域防災拠点としての施設特性のPRとなる事業という表記があるが、募集要項や基準書では防災拠点としての事業が要請されていないと思う。

今の指定管理者の計画では出てきたけども、場合によっては計画に入っていない場合もあるということではよろしいか。

**(施設所管課)**

防災の関係については、基準書においてPRや市からの要請に協力してくださいということで載せている。具体的内容までは載せていないが、これをもって自主事業に取り組んでいただければと考えていたところ。

**(委員)**

基準書6(3)の自主事業には入っていないが、(4)その他の方の要請の中で入ってくるという感じか。

**(施設所管課)**

自主事業については、いわゆるスポーツの観点で自主事業に取り組んでいただきたいというのがまず基本ということで、(3)の自主事業のところはそういう形にしている。

あとは、防災という意味では自主事業も含めてだが、いざ災害があったというときには市の方に協力いただきたいということで、自主事業とは区別した基準書の書き方のところに包括しているようなイメージで作っていたもの。

**(議長)**

その他ないか。よろしいか。

それでは、弘前市運動公園の選定方法等について、このとおり決定してよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

では、このように決定する。ここでいったん休憩とする。

<休憩、担当部入れ替え>

## ■城北公園交通広場

(議長)

それでは審議会を再開させていただく。続いて、城北公園交通広場の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部説明>

(委員)

ただいまの説明について質問・意見等を頂戴したい。

(委員)

この施設については、市民のミニ遊園地的な色合いと交通安全の普及ということを図るための事業として行っていると理解している。平日の利用状況、特に昼間はどのようなものか。

(施設所管課)

平日に関しては、別枠で市が業務委託で発注している交通安全教育、幼児に対する交通安全教育を実施しており、毎日幼児が例えば午前二つ三つの園などが参加しているところで、平日は利用されているというところである。

(委員)

そういう工夫がされているので、別に平日だからあまり来ないということもないという理解でよいか。

(施設所管課)

ご理解のとおり。

(施設所管課)

交通安全教室に来た子供たちに色々勉強していただいて、そのご褒美としてミニ列車に乗ってもらうということをしており、その辺をまたこの指定管理者の方で対応していただくというような対応になっている。

(委員)

成果指標について他案件との比較で気になったのだが、なぜ不満の回答を30%未満にという目標にしているのか。他案件では満足度を設定しているが。

(施設所管課)

令和元年度に市民アンケート、利用者アンケートを行い、不満は実質0%ではあったものの、施設の改善要望、例えば遊具が欲しい、スズメバチがいて立木の管理してほしいなど、そういった声も全て拾った結果、アンケート全体210人中63人、割合にして29.7%、だいたい3割というところであった。

不満ではないものの、そういった要望があるところを我々としては厳しめに評価して、それを少なくしようと、少しでも要望を改善していこうということで、30%未満を今回新しく指標と

して設定したものである。

**(委員)**

なるほど面白い。アンケート調査をして不満だという回答ではなくて、そういった要望等も含めたものを・・・。

**(施設所管課)**

もっと施設を利活用してほしいといった声もいただいたので、我々としては交通安全教育を目的としては果たしていくのだが、少しでも憩いの場として施設を有効に活用していくというところの考え方からいったときに、そういった声も拾ってより良い施設としていきたいという思いの中で、このような設定をさせていただいたところ。

**(委員)**

ということであれば、少しこの指標内容の書き方は工夫していただいた方がよいと思う。これだと単純に不満と答えた人の数というように受け取れる。

**(施設所管課)**

承知した。調整してみたい。

**(委員)**

全体に関わることもかもしれないが、大変面白い提案だ。他の案件でも生かせるので、こういったものを他の取り組みや他課へも広げられたらよいのではないか。非常に積極的なやり方だと思う。

あとは、逆にそういうふうにとっていくと、アンケート件数が少なければ少ないほど有利になってしまうので、そのあたりを今後5年間で検証していただけたらと思う。

**(委員)**

この施設、確か前回か前々回の更新のときに、一つは民間の事業者がすごく色々な提案をしてきて個人的に面白そうだなと思ったが、ただ決め手としては、やはり交通安全という趣旨があって、そういった人材などもしっかりしているこちらの団体に、という趣旨で決まったかと記憶している。

そういったことを考えたときに、151 ページの現指定期間の自主事業のところを見たのだが、事業計画に(ア)弘前地区自動車マナーアップスクールの開催、(イ)こども免許証の交付、(ウ)小学校向け交通安全教室の実施、(エ)自動販売機、キッチンカーの設置、(オ)鯉のぼりや七夕飾りなど季節の装飾と書いてあって、(ア)、(イ)、(ウ)が概ね交通安全のことなのかなと思った。やっていること自体はこの言葉しかわからないが、多分交通安全に適した素晴らしいことだと思うのだけれども、人数や頻度に関して、そもそもこれは1年分なのか5年分なのかというところと、この頻度であったり対象人数であったり、こうい

ったところに関して、これで十分なのか、ちょっと足りないのではないかと、そういったところの考え方をお聞きしたい。

**(施設所管課)**

まず、この事業計画の内容が(ア)から(オ)までであるが、おおむね年1回やられている。(エ)と(オ)については最近やられているところではあるが、おおむね年1回実施している状況であった。規模に関しても、結果のところには書かれているが、おおむねこの人数の方が参加しているというところであった。

**(委員)**

この夏休みの期間46人などは何となくわかるが、例えば(ウ)「小学生向け交通安全教室の実施」の実績、大成小学校48人というのは、これはたまたま直近が大成小学校だけ、ということか。

**(施設所管課)**

(ウ)に関しては先程の説明が間違っており、(ウ)も昨年度新たに始められたもので、この記載のとおりの結果であった。

**(施設所管課)**

補足すると、この小学校向けの交通安全教室は今まで行われていなかったもの。どちらかというところだと幼稚園や保育園などの幼児を対象とした交通安全教室をやっていた。

ただ、指定管理者である交通安全教育協会に小学校からこういうのをやりたいという問い合わせがあり、指定管理者として今までやってきたノウハウを生かして、ぜひやらせていただきたいという動きがあって、小学校の交通安全教室が初めて行われた。

こういったことを機会として、また他の小学校などが来ていただく動きになっていければと指定管理者も考えているところである。

**(委員)**

新しい事業の提案があって、それを実行しているということで、前回の更新で交通安全の指導というところを重視して選んだのが表れているということかと思う。

今回も募集要項に、しっかり交通安全推進のための教育というのも書かれているようだし、そういう趣旨で決められるのであれば、そういった自主事業も継続して見ていただければと思う。

**(委員)**

基準書2ページの※印、“研修室機能については、令和6年6月より隣接する身障者センターへ複合化予定”という部分に関して、4ページに指定管理者の業務の範囲として研修棟の日常点検や簡易修繕、あるいは研修棟の施錠及び解錠とあるが、令

和6年6月から身障センターへ複合化した場合、この交通広場としての点検や修繕あるいは施設解錠というのは、身障センター側で行うことになるということか。

**(施設所管課)**

令和6年6月に身障センターへトイレや多目的の部屋を複合化するところであり、その機能は身障センターに移るので、その建物は身障センターの建物管理者が管理していく。研修棟そのものは、管理棟の解体、改修工事を検討しており、その荷物を一旦仮置きするために研修等の解体を1年だけ伸ばす見込み。そのため、研修棟の管理については引き続き、この指定管理者の業務としてやっていくこととしていた。ちなみに、令和8年度に研修棟を解体する予定で考えている。

**(委員)**

そうすると経費的な部分、あるいは人員配置的な影響というのはないということでしょうか。

**(施設所管課)**

はい。そのような考えで積算等をしている。

**(議長)**

そのほかはあるか。それでは、城北公園交通広場の選定方法等について、このとおり決定してよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

では、このように決定する。

<担当部入れ替え>

**■弘前市都市公園等**

**(議長)**

それでは続いて弘前市都市公園等の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部説明>

**(議長)**

それでは、ただいまの説明につきまして意見質問等をお願いします。

**(委員)**

まず、職員体制について常勤理事や課長などの記載があるが、この都市公園を指定管理していく上で、これらの役職というのが必要なのか。どういう体制でやっているのか。一班3名で4班編成という説明であったが、どういう編成でやっているのか、その必要性等も含めて説明を。

**(施設所管課)**

課長や主幹も実際の作業員の中に入っていて、常勤理事以外は、責任者、総括者として全て作業の4班の中に含まれる形になっている。

**(委員)**

課長や係長が責任者ということか。

**(施設所管課)**

常勤理事だけは今の人数の中に入っていないが、何があれば、当然会社なので対応するという形で1人分、事業費割ではあるが入っている。

**(委員)**

課長だから人件費の積算が高いなどということはないか。

**(施設所管課)**

ない。

**(委員)**

もう一つは、少し大きくりの話かもしれないが、この都市公園の中で、特に郊外の公園では隣接する道路の歩道は何もしないという感じがある。例えば、隣接する道路に木があってゴミが落ちていても特に捨てるわけでもないし、あるいは下草が生えてきていても公園の外なのでしないなど。

しかし、交通事故ということを考えれば、公園から飛び出してきたときに危険だとかいろいろある。そもそも市民に対しては家の前の道路は綺麗にしてください、除雪も含めてとお願いしているのに、公園はしていないのはどうなのだろうか、と一市民としては思っているところ。

当然、仕様に公園の園地と書いてあるので指定管理者としてやる必要はないだろうとは思いますが、市としてどういうふう考えているのか伺いたい。

**(施設所管課)**

確かにおっしゃられたような状況だとは思う。住民の方々がいて、町会の方々に管理協力ということで園地の草刈りなどをお願いしているところでは、やはり周辺も手入れと一緒にされていて綺麗な状態だと思う。

それに対して、郊外で人家がないようなところだと、基本的な行政のくくりとして園地は園地、歩道や道路は道路管理者となるので、そういう点で今のような状況はあると思う。

危険な状態というところがあれば、指定管理者から公園緑地課に連絡が来て、公園緑地課から道路管理者に行くなり、別な連絡の体制をとることはできると思っている。

**(委員)**

連絡体制を取ることは十分可能だと思うので、この要項の中に含めるというのは難しいと思うが、例えば公園の入口から出たところに木が生い茂ってという状態であれば、すぐ連絡するというようにできればと思う。

**(委員)**

今の話に付け加えて、そういった危険な部分などについて、指定管理者を通じて連絡が来れば対応できるということかと思うが、例えば、指定管理者が気づいていないもので公園を利用した方が気づいたときに、その要望の吸い上げ方というか、要望しやすくなっているのかどうか、どういう形で要望を上げることになるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

**(施設所管課)**

公園の利用者の方から情報連絡をもらいやすいようになっていくかというところでは、まずは指定管理者がその場にいれば別だが、普通はないので担当所管課に連絡をいただく形になる。

公園には、公園を管理しているのは弘前市の公園緑地課などという表示はある。ただし、電話番号までは書いていないが、市の代表に電話すれば私たちの方につながられるので、私達が状況を聞き、すぐ指定管理者に連絡して、現場確認なり対応をしてもらうという形でやっている。今のところは、公園に設置している看板に管理している役所の部署を書いているという形である。

**(委員)**

確かに公園でアンケートを取ると言っても、なかなか難しいだろう。最低限、管理部署の名前は掲げられているという状況かと思うが、要望の吸い上げ方などを工夫していただきたい。

それと、162 ページの収支状況のところ、令和 4 年度だけ赤字になっていて、おそらく人件費が急に増えているのだと思うが、これが増えた理由を聞きたい。

**(施設所管課)**

内訳を見ると、やはり最低賃金も上がっており、そのほかにも外部委託費等も含めて事務費も上昇して、両方上がっての金額になっている。

これに関しては、年度内で協定を結んだ後にいろいろ上昇した部分があり、当初の指定管理料に含めることができなかったのでマイナスの収支になっているかと思う。

**(委員)**

それを踏まえて今後の指定管理料を考えることになると思うが、そういったときに167ページの予算のところを見ると、まず、当年度の収支予算の人件費が3,880万円になっていて、先ほど見た162ページのところだと4,500万円の人件費なので、この違いは何かというところを確認したい。

**(施設所管課)**

人件費が当然上昇した部分もあるが、それにプラスして、委託料で見ていた分、これは本来管理費の方に入るが、委託するつもりであったトイレの清掃業務等のうちの一部を、経費削減するために、人件費側、つまり自分たちが直営でやって、逆に委託料が下がったりしている。また、昨年では草刈りなど、実際の苦情ではないが、草が生えたので、若干草刈りを増やすなど、そういう直営の部分が増えたのがあり、人件費はこれらの二つが主な理由で増えている形である。

**(委員)**

そうすれば、予算上は管理費などで計上している部分が、実際その指定管理者の方でやったからということで、人件費が増えたという理解で良いか。

**(施設所管課)**

その部分も含まれている。

**(委員)**

それを前提に考えるとき、次年度の収支予算では人件費が4,333万円ということであるが、これで足りるのかと単純に思うのだが。

**(施設所管課)**

人件費を積算する際には、みどりの協会から見積もりをいただいております、それをベースにして人件費は全て見ている。その代わり委託料については、協会としては委託するつもりで見積もりを上げてきているので、その委託料は上がっている。

ただ、それに対しても前年度の実績などもあるので、その辺を含めて査定した金額が管理費に入っている。

**(委員)**

この167ページの増減の主な理由のところについて、相馬ダム周辺農山村広場等の追加とあるが、こういった追加あるいは面積の減少というのは、この指定管理期間の途中であってもあるものなのか。

**(施設所管課)**

公園など開発等で増えることがある。あとの管理協力、草刈の部分について、どうしても地元が高齢化してきて手伝えないという場合があれば、その部分の追加等はあるが、基本的には

今のところ、業務委託で増えた分は随時年度予算に要求して、それを追加しているという形ではある。

**(委員)**

先ほどの質問の中でアンケートを取るという話があったが、例えばQRコード等を公園の看板につけることは可能であるし、そこからアンケートにそのまま飛ぶ。アンケートの中には、特に危険箇所などがあればということで記載していただく、そういったものはできるかと思う。

そういったものでやっていくと、公園はもちろん公園でやっていくべきなのだが、他の施設も同様に転用できるし、一つの実験の場としては非常に適切なのかもしれない。

どういった年齢構成の人がそのQRコードで返ってくるのかというのもあるし、どれだけ拾い上げられるのかというのもあるし、ぜひご検討いただければなと思う。

**(議長)**

ほかによろしいか。

それでは弘前市都市公園等の選定方法等について、このとおり決定してよろしいか。

<委員了承>

**(議長)**

それでは、このように決定する。

**■弘前市緑地公園**

**(議長)**

続いて弘前市緑地公園の選定方法等について説明をお願いします。

<施設所管部説明>

**(議長)**

ではただいまの説明について、質問意見等をお願いします。

**(委員)**

先ほどの件の最後にQRコードという提案があったが、それも含めて。

ここも成果指標が設定されていない。全くないというのはど

	<p>うなのかと違和感があるが、ただ重視するのが緑地の維持管理業務という趣旨だろうから、そういった意味で利用者の要望などを吸い上げる仕組みがあれば、それを踏まえて成果指標もできるのではないかと。</p> <p>QRコードというのは非常にいい案かなと思う。そういったことでアンケートを取れる体制ができれば、ぜひそういったものも考慮した成果指標を設定してほしい。先ほど交通公園のところでは、要望などが30%未満になるように指標設定しているとの話があったので、同じような考え方でいけるのではないかと。ぜひ検討いただきたい。</p> <p><b>(議長)</b> その他よろしいか。 それでは、弘前市緑地公園の選定方法等について、このとおり決定してよろしいか。</p> <p>&lt;委員了承&gt;</p> <p><b>(議長)</b> はい、それではこのように決定する。</p> <p><b>(議長)</b> 審議案件は以上となるが、ほかに何かあれば伺いたい。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p> <p><b>(議長)</b> では、今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;事務局から今後の予定について説明&gt;</p> <p><b>(議長)</b> 質問がないので、これで案件審議を終了する。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>会議は非公開である。</p>